館山市サテライトオフィス進出支援金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は，館山市補助金等交付規則（平成１９年館山市規則第３１号）の規定に基づき，館山市サテライトオフィス進出支援金（以下「支援金」という。）に関し必要な事項を定めることにより，内閣府「デジタル田園都市国家構想推進交付金」を活用し，館山市サテライトオフィス開設支援事業補助金により新たに整備された施設（以下「特定施設」という。）をサテライトオフィスで継続的に利用する企業又は団体（以下「企業等」という。）に対して支援金を支給することにより，本市への新たな人の流れを創出し，多様な働き方を支援し，もって地域経済の活性化を図るとともに，サテライトオフィスの誘致や将来的な企業誘致の実現，移住・定住人口の増加を目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1) 特定施設　次の表の施設をいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 | 千葉県館山市大賀８１番地１７ ホテルファミリーオ館山内 |
| 名　称 | ＪＲＥ Ｌｏｃａｌ Ｈｕｂ 館山 |

(2) サテライトオフィス　企業等において，勤務者が主たる拠点から離れて，遠隔勤務

ができるよう通信環境等が整備された場所をいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付対象となる者は，次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

　(1) 館山市サテライトオフィス開設支援事業補助金により整備された特定施設を利用する，館山市内に本社，支社，営業所，工場その他これらに類するものを設置していない企業等である者

(2) 交付申請の日から５年以上，特定施設を継続して利用することができる者

(3) 市税等に滞納がない者

(4) 官公庁等（第三セクターのうち，出資金が１０億円未満の法人又は地方公共団体か

ら補助を受けている法人を除く。）ではない者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条

第２号に規定する暴力団又はその構成員に該当しない者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）

に定める風俗営業者に該当しない者

(7) 政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体に該当しない者

（支援金額）

第４条　支援金の額は１企業等につき１００万円とし，１回限りの交付とする。

（交付の申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする企業等（以下「申請者」という。）は，あらかじめ，館山市サテライトオフィス進出支援金交付申請書（別記第１号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

　(1) 誓約書（別記第２号様式）

　(2) サテライトオフィス利用計画書（別記第３号様式）

(3) 法人登記事項証明書（登記簿謄本）の写し

　(4) サテライトオフィスの利用契約が確認できる書類の写し

(5) 市税等納付状況確認同意書（別記第４号様式）

　(6) 会社概要書（会社の沿革，組織がわかる書類）

(7) 雇用の状況がわかる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

　（交付の決定）

第６条　市長は，前条の規定による申請があったときは，その内容を審査し，支援金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

２　市長は，前項の規定による決定をしたときは，館山市サテライトオフィス進出支援金交付（不交付）決定通知書（別記第５号様式）により申請者に通知するものとする。

３　市長は，支援金の交付決定について，条件を付すことができる。

　（交付の請求）

第７条　支援金の交付決定を受けた企業等が支援金の交付を受けようとするときは，館山市サテライトオフィス進出支援金交付請求書（別記第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（支援金の交付）

第８条　市長は，前条の規定による請求があったときは，請求書を受理した日の翌日から

　３０日以内に支援金を交付するものとする。

　（実績報告）

第９条　支援金の交付を受けた企業等は，支援金の交付決定の日の属する会計年度の翌年度から５年度分のサテライトオフィスの利用状況について，サテライトオフィス等進出支援金実績報告書(別記第７号様式)により，各会計年度の３月３１日までに提出しなければならない。

（交付の取消し）

第１０条　市長は，支援金の交付を受けた企業等が，次の各号のいずれかに該当するときは，支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の決定を受けたとき。

(2) 第３条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(3) 事業を休止し，もしくは廃止し，又はこれと同様の状態に至ったとき。

(4) その他市長が支援金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

　（返還請求）

第１１条　支援金の交付を受けた企業等は，次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は，当該各号に定める交付を受けた支援金の額を返還しなければならない。ただし，企業等の倒産，災害等市長がやむを得ない事情があると認めたときは，この限りではない。この場合において，市長は期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(1) 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は施設の利用実態がないことが明らか

になった場合　全額

(2) 交付申請日から３年未満の利用の場合　全額

(3) 交付申請日から３年以上５年以内の利用の場合　半額

(4) 支援金の交付の決定を取り消された場合　全額

(5) 前各号に掲げる場合のほか，市長が交付した支援金を返還させることが適当と認め

る場合　市長が定める額

（現地調査等）

第１２条　市長は，支援金に関し必要があると認めるときは，支援金の交付を受けた企業等に対して現地調査への協力，書類の提出等を求めることができる。

（証拠書類の保存）

第１３条　支援金の交付を受けた企業等は，交付申請に係る証拠書類を整理し，支援金の交付を受けた日に属する会計年度終了後５年間保存しておかなければならない。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は，令和５年１月２７日から施行する。

（失効）

２　この要綱は，令和５年３月３１日限り，その効力を失う。ただし，同日までに支援金の交付の申請を行った企業等に対する支援金の交付については，同日後においても，なおその効力を有する。